

■【トピックス】  
GSOMIA 破棄！



韓国が日本と締結していた軍事情報包括保護規定(GSOMIA)の破棄を決定して日本に通告しました。これに対しては日本だけでなく、米国も非難しました。韓国は逆切れして駐韓米国大使を呼び出して抗議しました。

韓国は自らの行為の意味も分からず、ルビコン川を渡ってしまったようです。これで韓国の国際的な孤立は避けられないでしょう。理性的な対応ができない国家の行く末が危惧されます。

■【ビジネス・アイ】  
過度な相続税対策？

社長 「なんか聞いたんだけど、銀行が提案した不動産を使った相続税対策が裁判で否定されたみたいだね。銀行の提案でも裁判で負けるんだね。専門が検討しているはずだよ」

花野 「そうなんです。われわれの業界でもちょっと話題になっていますね」

社長 「そうなんだ。適法な節税対策だったみたいだけど、何が問題だったの？」

花野 「それはですね。相続財産は時価で評価するのですが、一般的に不動産は実際の市場の取引価格でなく、国税庁が出している財産評価基本通達に基づいて評価するんですよ」

社長 「それに何か問題でもあったの？」

花野 「通常の場合であれば、実際の取引価格と財産評価基本通達で計算した時価との間には、それほど大きなかい離は生じないんですが、今回のケースでは、財産評価基本通達で計算した時価が不動産鑑定評価の1/4だったんですよ」

社長 「それは大きな違いだね！」

花野 「そうなんです。そこで税務署は、『著しく不相当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する』という規定を使って納税者の評価を否認したんですよ」

社長 「そういうことなんだ！なんか恐い規定だね」

花野 「一応『特別の事情』のあるときのみ適用されることになっていますが...」

■【今月のキーワード】  
特別な事情

相続税法に特別の定めのあるものを除いて、相続等により取得した財産は、取得した時の時価により評価することになります。これを受けて財産評価基本通達では、各種財産の評価方法を定めています。しかし、財産評価基本通達を画一的に適用したため、著しく不相当と認められる財産評価になった場合には、国税庁長官の指示を受けて評価するとされています。ここで著しく不相当とは、実際の時価との間に著しい乖離を生じさせるような「特別の事情」が存在する場合のこととされています。

■【今月の1冊】

『未来の地図帳』

河合雅司 著

講談社現代新書 ¥860

少子高齢化、人口減少といわれて久しいですが、都会に暮らしていると、なかなか実感として感じることはありません。

各種統計データからは20年後のこの国の姿を具体的に推測することができます。全国が一様に人口減少する訳ではありません。人口は今後も東京に一極集中していきます。地方は高齢化し、若者は東京に吸い取られてきます。



■【編集後記】

最近、映画をよく観に行きます。邦画、洋画の区別なく、アニメも観ます。話題の映画もそうですが、レアな映画も観ます。事務所の近くに良い映画を上映するシアターが春に移転してきたので、自宅に帰る途中に行きます。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.151（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2019.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦丸ビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808